

福岡県公報

平成18年10月23日
第 2 5 9 8 号

目 次

告 示 (第2064号-第2068号)

- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課) 1
- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農地計画課) 1
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 2
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 2
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 3
- 情報通信の技術を利用して行う福岡県選挙管理委員会の所管する行政手続等 (地 方 課) 4

告 示

福岡県告示第2064号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年10月23日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営福吉地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成18年10月23日から 平成18年11月21日まで	二丈町役場

福岡県告示第2065号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成18年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成18年10月23日

福岡県知事 麻 生 渡

変更前

調査を行う者の名称	調 査 地 域
北九州市	若松区 今光二・三丁目、赤島町、百合野町、宮丸一・二丁目、大池町、和田町、大字藤木、藤ノ木一・二丁目、古前一・二丁目、修多羅一～三丁目、白山一・二丁目、大字小石、西畑町、東畑町、大谷町、小糸町、中畑町、迫田町の各一部、山手町、白山三丁目、新大谷町、畑谷町、山ノ堂町の全部
	小倉南区 大字曾根、下曾根一～四丁目、葛原東三・四丁目、沼南町一・三丁目、中曾根新町、中曾根東一・二丁目の各一部、中曾根東三～六丁目の全部
赤村	大字内田の一部

変更後

調査を行う者の名称	調 査 地 域
北九州市	若松区 今光二・三丁目、赤島町、百合野町、宮丸一・二丁目、大池町、和田町、大字藤木、藤ノ木一・二丁目、大字修多羅、古前一・二丁目、修多羅一～三丁目、白山一・二丁目、西畑町、東畑町、大谷町、山ノ堂町の各一部、山手町、白山三丁目、新大谷町、畑谷町の全部
	小倉南区

	大字曾根、下曾根一～四丁目、葛原東三・四丁目、沼南町一・三丁目、中曾根新町、中曾根東一・二丁目の各一部、中曾根東三～六丁目の全部
赤村	大字内田、大字赤の各一部

福岡県告示第2066号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年10月23日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営桜井地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年10月23日から 平成18年11月21日まで	志摩町役場

福岡県告示第2067号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 スーパードラッグコスモス直方感田店
 - 所在地 福岡県直方市大字感田1781番16 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2068号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ダイソー太宰府水城店
 - 所在地 福岡県太宰府市水城1丁目405番1 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年10月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 落札に係る特定役務の名称
ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成18年9月5日
- 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
N T T ファイナンス株式会社九州支店
- (2) 住所
福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
171,222,660円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成18年7月24日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年10月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類
- (1) 古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 古賀都市計画区域区分
- 2 開催の日時及び場所
- (1) 日時
平成18年11月14日 午後7時から9時まで
- (2) 場所
古賀市役所大会議室（古賀市駅東1-1-1）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
- (1) 古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
- ア 都市計画の目録
- イ 都市づくりの基本理念

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 都市施設の整備に関する方針

(2) 古賀都市計画区域区分の変更の案の概要

人口フレームを次のように変更する。

区 分	年 次	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口		45.7千人	51.1千人
市街地内人口		41.1千人	43.9千人

(3) 閲覧

同案については、平成18年10月23日から同年11月6日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市建設産業部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年11月6日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第107号**

福岡県選挙管理委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年福岡県選挙管理委員会規程第1号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条及び第4条第4項の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに電子署名を要する申請等を公示する。

平成18年10月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）	第18条第4項	平成18年10月23日	政治団体支部解散届